平成２２年（フ）第１５３２号
横浜市西区高島１－４－18　医療法人社団愛友会　介護老人保健施設ハートケア横浜、住民票上の住所横浜市西区浅間台22番地
債務者　井澤　達子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３号
青森県むつ市金曲１丁目11番21号　グランドハイムＭ－Ａ－２－２
債務者　新田　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
青森市青柳１丁目12番23号　サニーライフ青柳１－Ｃ
債務者　井澤　義輝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
青森市安方２丁目12－５　ライオンズマンションうとう第二403号、住民票上の住所青森市本町５丁目６番２－105号
債務者　浦　　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
青森市佃１丁目13番12号　サンハイツ佃103号
債務者　鈴木　隆司
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
東京都西東京市芝久保町１丁目５番４号カントリーハウス205号
債務者　江野澤　武
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７９７号
東京都羽村市栄町２丁目７番地６シャトー秀栄105
債務者　藤井　浩幸
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１２号
静岡県磐田市西島238番地４　ウィンディア八光103
債務者　西村　政秀
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０５１７号
東京都渋谷区本町１丁目58－６－402
債務者　大森　文詠
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５号
石川県七尾市石崎町イ部189番地２
債務者　竹内菜穂子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時50分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２６９号
相模原市南区相模大野７丁目５番１号　ジョイ相模大野602号
債務者　志田　達郎
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８２号
相模原市中央区青葉３丁目21番１号　旭ハイツ102
債務者　三上　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９５号
相模原市南区相模大野９丁目５番９号　ヒルトップ相模大野101
債務者　佐藤　寿子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９７号
相模原市中央区並木４丁目２番20号
債務者　長谷川　徹
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９８号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目39－15－202、住民票上の住所神奈川県大和市深見485番地７　マリアージュＢ201
債務者　岩本めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部